

令和5年

第12回 農業委員会総会（月例会）議案

令和5年10月10日

前橋市農業委員会

令和5年 第12回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年10月10日午後2時00分
- ・閉会日時 令和5年10月10日午後3時35分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	主事 山崎 佑香
嘱託員 川北 美空	嘱託員 富永 嵐太		

・農政課出席者

課長補佐 深澤 直純	主事 島田 綾美
------------	----------

・付議事件

- (1) 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第64号 農地法の規定による許可申請の取消について（5条）
- (3) 議案第65号 農地法の規定による許可申請の取下について（5条）
- (4) 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第68号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的について
- (7) 議案第69号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農業振興地域整備計画（令和5年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

事務局長	それでは、定刻になりましたので、これより令和5年第12回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。在任委員24人全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事をご了承ください。 ここからは、会議規則第5条の規定により会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和5年第12回農業委員会総会を開催いたします。初めに猪岡委員の就任に伴い議席を決定いたします。欠員補充等により新たに就任した委員の議席は、その委員が最初に出席すべき会議において議長が定めることになっております。猪岡委員の議席番号を24番とすることに決定いたします。 次に、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。8番横室辰雄委員、9番坂本忠委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔をお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。それでは議事に入ります。 議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から16番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	議案書の説明に入る前に、法令の改正についてご説明いたします。9月1日に農地法施行規則の一部改正が行われ、所有権を移転する場合には譲受人の国籍等を申請書に記載することになりました。そのため、今後所有権を移転する場合日本人を除き、議案書に譲受人の国籍等を記載することとします。なお、10月総会分については外国籍の方の申請はありませんでしたのでご報告いたします。 ◇（説明） 以上整理番号1番から16番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等）
松田委員	14番松田です。2ページの4番ですが、譲受人の住所から農地まで距離がありますが、トラックや農機具、管理、通作についてどのようになっているのでしょうか。また、2ページの5番ですが面積に対して売買価格が安いと思うので説明をお願いします。
山崎主事	事務局の山崎です。まず4番についてですが、今回贈与ということで申請が出されていますが13年以上前から譲受人が耕作していたと確認が取れており、現場の方でも植え付けされていることを確認済みです。農機具、管理につきましては近隣の農家の方にご協力いただき行っているとのことです。5番の売買価格については記載のとおりで間違いございません。元々所有していた土地を買い戻すということと、身内での売買になるためこの金額とのことです。
星野委員	4番星野です。11番についてですが譲受人が安中市在住とありますが、この方が通作するのでしょうか。また他にも前橋市に農地を所有しているのでしょうか。
山崎主事	事務局の山崎です。譲受人自身が週2日ほど通作をすると申請を受けております。農地の所有に関しましては、主に安中市で農地をお持ちで、前橋市では今回が初めてになります。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第6 3号農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から16番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第6 4号農地法の規定による許可の取消し5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇ (説 明) 以上1番2番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇ (意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第6 4号農地法の規定による許可の取消し5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第6 5号 農地法の規定による許可の取下げ5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇ (説 明) 以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇ (意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第6 5号農地法の規定による許可の取下げ5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。次に、議案第6 6号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇ (説 明) 以上1番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しない為、許可条件のすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇ (意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第6 6号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第6 7号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番は先の審議で取下げが承認されましたので、整理番号2番から26番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇ (説 明) 農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	なお、整理番号7番、8番、21番、22番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (坂本委員)	◇ (報 告) 報告いたします。整理番号5条の7番、売買、土地分譲用地。現地・面接調査案内図は、1ペ

ージから7ページです。申請地は、市立原小学校から南へ約1,100mに位置し、北側、西側が農地、東側が道路、南側が宅地と農地に囲まれた市街地化の傾向が著しい区域内に位置する第3種農地です。面接には申請法人の社員と申請代理人が来られました。申請法人は、前橋市に本社を置き、住宅の建築、建売分譲住宅、分譲地の販売業を営んでおり、従業員は310名、年間の売上額は約154億円とのことです。富士見町内で分譲用地を探していたところ、申請地が適地であったため申請するものです。分譲用地は年間100区画ほど販売しており、申請地は分譲地9区画を販売します。1区画あたりの面積は230㎡で販売価格は、700万円から800万円を予定しているとのことです。造成は自社で行い、令和6年4月頃からの販売を目指しているとのことです。土地の造成については、北側から南側にならし、境界は確定済み、敷地内の道路は道路位置指定を受け市に寄付する予定とのことです。雨水処理は、位置指定道路内側及び申請地南側道路に新設する側溝を経由し、東側道路内の暗渠へ放流し、汚水は下水に接続。隣地との境界には60cmの擁壁とブロックフェンスを設置するとのことです。以上のことから、調査班としましては、被害防除対策が取られ、施工実績も認められることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の8番、賃貸借、店舗。現地・面接調査案内図は、8ページから16ページです。市立わかば小学校から西へ約230mで、北側は農地、東側は宅地と農地、南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の社員と申請代理人が来られました。申請法人は東京都に本社を置き、全国展開するコンビニエンスストアチェーンです。年間売り上げは4兆円、店舗数は約22,000店、本県に於いて475店舗を営業しています。前橋市南部、玉村町でコンビニエンスストアの候補地を検討したところ、計画地で地主とも折りが付いたため、2024年2月に開店をしたく申請するものです。店舗の概要ですが、物販店舗のコンビニエンスストアで、床面積が181.28㎡、駐車場を25台分確保します。従業員は15～20名、24時間営業で、年間の売り上げ見込み額は2億4000万円とのことです。土地の造成は、南に向かって緩やかな傾斜をつけて道路の高に合わせ整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。排水関係ですが、汚水は浄化槽で処理後、南側側溝へ放流し、雨水については駐車場にU字溝を設置し敷地内で集水したのちに南側の水路に放流します。照明灯は、建物の壁面から駐車場を照らし周囲の農地に影響がないよう設置。来客者の安全を考慮し、北側と西側の周囲に高さ1.2mのフェンスを設置するとのことです。以上のことから調査班としましては、コンビニエンスストアの必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の21番、売買、キャンプ場用地。現地・面接調査案内図は、17ページから23ページです。道の駅まえばし赤城のすぐ北側に位置し、北側は田、東側は山林、西側は田、南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請人が来られました。申請人は千葉市に居住し、会社員をしているとのことで、本市で仕事をしているうちに本市で事業を始めたいと考え、本申請を計画したとのことです。申請地は、キャンプ場として日帰りキャンプサイトを整備し、休憩用としてトレーラーハウスをリースして3台置くとのことです。トレーラーハウスのリース料は、3台で年額50万円とのことです。令和6年5～6月の開業を目指しており、キャンプ場の運営については、貸し出しは1日1組とし、8時から20時まで運営、1人当たり1時間1500円ほどで利用できるように計画し、年間の利用者数は1000人、売り上げは1500万円を見込んでいるとのことです。この度の申請が認められれば、申請人と妻が前橋市に移住し、管理人を1人置いて管理を行うとのことです。土地の造成は芝、雨水は自然浸透で、汚水についてはトレーラーハウスから浄化槽につなぎ、北側の側溝に放流するとのことです。境界は確定済みで、外灯の設置は今後検討し、周囲には擁壁と1.5mのメッシュフェンスを設置するとのことです。調査班としましては、キャンプ場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の22番、売買、牛舎。現地・面接調査案内図は24ページから3

2ページです。申請地は、前橋南インターチェンジから南に約1,250mにある農用地区域内の農地です。面接には申請人と申請代理人が来られました。申請人は、福島県で畜産業を営んでいましたが、風評被害にあったため前橋市に移住してきたとのことです。申請地は牛舎として使用していましたが、廃業したため同業である譲受人が取得して牛舎を使用したいため、また一部転用許可を得ずに使われていた牛舎があったため是正のための申請です。現地には牛舎4棟、管理棟、堆肥舎などの建築物があり、申請人が譲り受けて、申請人と妻の2人で肉牛肥育を営んでおります。飼育頭数は180～200頭、年間出荷頭数は100頭、年間の売上額は1億円ほどを見込んでいるとのことです。周囲は雑種地と農地と農業用施設が混在する地内であり、他の農地、施設には影響がないと思われます。調査班としましては、転用済で所有権移転のための申請のため、許可相当であると判断いたしました。以上報告いたします。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等）

平野委員

11番平野です。5条の21番ですが上下水のインフラや、管理棟などは土地利用計画図にありませんが、どのような計画なのでしょう。

望月副主幹

事務局の望月です。その点に関しましては現地面接調査にて委員さんからご指摘いただき、図面に変更がありました。上水については給水管にて引き込み、下水については浄化槽にて処理後側溝に放流する計画です。管理棟はもう一棟トレーラーハウスを用意するとのことです。

栗原委員

16番栗原です。5条の22番の牛は、和牛とF1、どちらですか。

望月副主幹

事務局の望月です。黒毛和牛とのことです。

栗原委員

16番栗原です。この牛は以前から育てていた牛を前橋へ持ってきたのでしょうか。それとも新たに購入したのでしょうか。

望月副主幹

事務局の望月です。どこから牛を持ってきたかは特に確認していません。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号15番を保留とし、整理番号2番から14番、16番から26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第67号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号2番から14番、16番から26番を許可とすることに決定いたします。なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

ここで一時休憩いたします。

◇◇◇

◇（休 憩）

議 長

それでは総会を再開いたします。議案第68号公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇（説 明）

以上1番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件のすべて満たしておりますのでご報告いたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第68号公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。なお、当該願い出人が最高価格競落人となり許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許

可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第69号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

川北囑託員

◇（説明）

農用地利用集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見・質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第69号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙手）

全員賛成でありますので、議案第69号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、協議事項（1）「農業振興地域整備計画（令和5年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

農政課

◇（説明）

島田主事

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。「農業振興地域整備計画（令和5年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、協議事項「農業振興地域整備計画（令和5年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認とすることに決定いたします。次に、72ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（5）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況 2件

（2）法第5条の届出書の受理状況 19件

（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 25件

（4）現況証明交付状況について 1件

（5）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 1件

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後3時35分）